

# 北陸不動産公正取引協議会 平成22年度事業計画書

自 平成22年4月 1日  
至 平成23年3月31日

不動産業界を取巻く環境は、経済社会環境の変化に伴い、住宅土地の流動化施策や税制改正等と相まって変化しており、公正取引施策においても消費者庁の設置により、消費行政の更なる充実が進められている。

このような状況下、当協議会においては、協議会事業をより活性化し、不動産の公正取引を進展させるため、本年度から持ち回り制を導入し、研修活動等の充実や規約の統一的運用の促進に努める。

以下、平成22年度の実業計画について提案する。

## 1. 運営体制の充実

本年度より持ち回り体制での事業運営を行い、更なる効果的・効率的運営のための体制充実に努める。

## 2. 諸会議への参加

不動産公正取引協議会連合会総会の開催担当協議会として、総会の運営に尽力するとともに、同連合会幹事会等に参加し、規約運用の諸問題等について情報交換を行う。

## 3. 規約指導員養成講習、規約研修会の開催

規約指導員養成講習を開催して指導員を養成し、各構成団体における研修会において相互に講師を務める。

## 4. 広告調査と違反再発防止

広告調査を実施するとともに、違反再発防止の指導を行う。

## 5. 広告事前相談の実施

広告表示・景品企画の事前相談を受け、規約違反を未然に防止し、適正な規約運営に努める。

## 6. 公取協活動状況の周知

一般消費者に対し、当協議会組織・活動状況を「不動産公正取引協議会連合会」のホームページ等を通じて周知する。

## 7. 関係官庁・諸団体との連携

関係官庁、他不動産公正取引協議会等との連携を図り、規約の統一的解釈、運用に努める。